同志社大学大学院司法研究科

2015年度春学期末試験問題

科目名：○国際民事訴訟法

担当者：高橋宏司

持込参照：一切不可（「司法試験用六法」を試験会場で貸与）

試験時間：90分

講評会：8月31日3講時の後半45分(201号教室)

第一問

日本に住所を有する甲国人Xは、航空会社Y(甲国に主たる営業所を有する甲国法人)との間で旅客航空運送契約(「本件契約」)を結んで航空券を購入し、Yの運行する航空機に搭乗したが、同機が甲国の空港で着陸に失敗したため、負傷した。Xは、Yを相手取り、本件契約違反にもとづく損害賠償を請求して日本で訴えを提起した。Yは、日本の国際裁判管轄権を争い、本件訴えは却下されるべきであると主張している。以下の独立した各状況において、裁判所は、Yの主張に対してどのように判断すべきか論ぜよ。

(1) Yは、日本に自らの営業所も代表者も有していないが、旅行業者A(日本に主たる営業所を有する日本法人)に、Yに代わって旅客航空運送契約を締結するための代理権を与えている。Xは、甲国における出張旅行の目的で、Aの日本国内の支店において本件契約を締結した。本件契約は、甲国の国内運送を内容としており、管轄条項を含んでいない。(期末試験総点80点中15点)

(2) Yは、日本に自らの営業所も代表者も有しておらず、日本において航空券の販売も行っていない。Xは、甲国に住む親族を訪ねる目的で、甲国内のYの営業所において本件契約を締結した。本件契約は、甲国の国内運送を内容としており、甲国の専属管轄条項を含んでいる。(期末試験総点80点中15点)

(3) Yは、日本および乙国に支店を有している。Xは、日本に生まれ、一貫して日本で生活してきたが、甲国に住む親族を訪ねる目的で、乙国内のYの支店において、本件契約を締結した。本件契約は、日本から甲国への国際運送を内容としており、甲国の専属管轄条項を含んでいる。甲国はモントリオール条約(国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約)の締約国である。(期末試験総点80点中20点)

第二問

不動産業者B(甲国に主たる営業所を有する甲国法人)は、製薬会社S(日本に主たる営業所を有する日本法人)との間で、Sが甲国に所有する工場および敷地(「本件不動産」)を購入する契約(「本件契約」)を日本で締結した。本件契約は書面により締結され、甲国法を準拠法とする条項のほか、「本件契約に関して生ずる一切の紛争についての訴えは、日本の裁判所にのみ提起することができるものとする」との条項(「本件管轄条項」)を含んでいる。本件契約に従い、SはBに本件不動産を引渡し、甲国の不動産登記簿上、所有権移転登記を完了した。しかし、Bの代金支払が遅滞したので、Sは本件契約を解除する意思表示をし、Bに対して、本件不動産の返還を求めた。これに対して、Bは、この程度の遅滞は甲国法上の契約解除事由に当たらないとして、Sを相手取り、本件不動産のSに対する引渡債務の不存在確認および所有権移転登記抹消義務の不存在確認を請求して、甲国で訴え(「甲国訴訟」)を提起した。甲国裁判所は管轄を認め、審理を進めている。そこで、Sは、Bを相手取り、本件不動産の引渡しおよび所有権移転登記の抹消登記手続を請求して日本で訴え(「本件訴え」)を提起した。Bは、日本の国際裁判管轄権を争い、また、甲国訴訟との競合を理由として、本件訴えは却下されるべきであると主張している。日本の裁判所は、Bの主張に対してどのように判断すべきか論ぜよ。(期末試験総点80点中30点)